

## 6 人権の国際的保障 ～人権は一国内だけの問題か～

### この節のポイント

- 🍀 世界人権宣言は、法的拘束力は持っていないが、今なお重要なものと考えられている
- 🍀 国連では、人権に関して多くの条約が採択され、日本もその多くを批准している
- 🍀 人権の国際的保障のために、国際連合は重要な役割を果たしている

### 「世界人権宣言」の誕生

第二次世界大戦までは、国家と国民の間の問題は国内問題であり、人権問題は国内問題とされたため、他国が口出しをしてはいけなかったと考えられていました。

しかし、第二次世界大戦の惨禍の中、すべての人間に保障されるはずの人権が、各国内の事情によって十分に保障されず、そのことが、国際紛争や内戦の原因となっただけでなく、それらの紛争を防ぐことができなかった原因にもなったと認識されるようになり、アメリカ大統領のフランクリン・D・ローズベルトは、昭和16（1941）年に、国際平和の基本原則として、「4つの自由」（言論の自由、信仰の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由）を提唱しました。

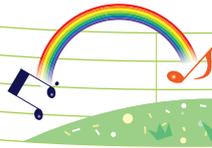
第二次世界大戦後、昭和20（1945）年の国際連合憲章は、「経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。」（第1条第3項）と定め、「人権尊重」を国際連合の目的の一つとし、加盟国にこの憲章に従い、行動するよう義務づけました。

更に、この国連憲章が掲げる「人権」の内容を具体的に定めた「世界人権宣言」が、昭和23（1948）年の国際連合第3回総会で採択され、各国共通の達成基準とされました。

「世界人権宣言」は、条約（条約の締結国はその内容に拘束されます。）として作られなかったため、法的な拘束力はありませんが、平成20（2008）年には60周年を迎え、「人権尊重の理念」をうたう文書として、重要なものと位置づけられています。

### 「人権」を条約で保障する

世界人権宣言に掲げられた人権の内容をもっと詳細にし、法的拘束力を持つ条約として、昭和41（1966）年の国際連合第21回総会で採択されたのが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規



約) (自由権規約), 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」(第1選択議定書: 自由権規約の実施を確保するためのもので、権利を侵害された個人が、国連の自由権規約委員会へ通報し、審査を求めることができる個人通報制度が設けられています。)です。日本は、昭和54(1979)年に、社会権規約と自由権規約を批准(加入するということ)していますが、第1選択議定書については、批准していません。

社会権規約は、「社会権」を規定するもので、加入している国は、即時の実施ではなく、少しずつ順に実施すればいいことになっています。

自由権規約は、「自由権」を規定し、加入している国に対して、即時の実施義務を課しています。社会権規約、自由権規約が、人権一般について包括的に定められている条約だとすれば、特定の領域について個別に定められている条約があります。

日本が批准しているものをいくつか挙げておきましょう。

- ◎難民の地位に関する条約(昭和56(1981)年批准)
- ◎女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)(昭和60(1985)年批准)
- ◎児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(平成6(1994)年批准)
- ◎あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)(平成7(1995)年批准)
- ◎拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)(平成11(1999)年批准)

## 「人権」に係る国際連合の取組み

国連は、平成18(2006)年に、それまで、経済社会理事会の下部機関として、国連の人権活動の中心であった「人権委員会」の代わりに、総会の補助機関として「人権理事会」を設置しました。

人権委員会では、3~4月の6週間の会期でしたが、人権理事会は、一年間を通じて定期的に会合(少なくとも年3回、合計10週間以上)をもつこととなっています。

また、人権理事会は47カ国(アジア13、アフリカ13、ラテンアメリカ8、東欧6、西欧7)で構成され、理事国は、総会で全加盟国の絶対過半数で、直接かつ個別に選出されることになっていますが、総会の3分の2の多数によって、重大な人権侵害を行った国は理事国資格が停止されることになっています。

人権理事会は、「人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告」、「大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告」、「人権分野の協議・技術協力・人権教育等」、「人権分野の国際法の発展のための勧告」、「各国の人権状況の普遍的・定期的な審査(評価・見直し)」(全加盟国が4年に1回、人権状況について人権理事会の審査を受けるもの)、「総会へ



の年次報告書の提出」を主な任務としています。

人権理事会は、人権侵害<sup>しんがいはい</sup>を行った国に対して人権状況<sup>じょうきょう</sup>の改善を強制できるわけではありませんが、定期的な審査<sup>しんさ</sup>や各種勧告<sup>かんこく</sup>などによって、当該国<sup>とうがい</sup>に圧力をかけることで、人権状況<sup>じょうきょう</sup>の改善に一定の役割を果たすことが期待されています。

その他に、国連は、平成6（1994）年に「**人権高等弁務官**」を創設し、その事務所をスイスのジュネーブに置いています。

人権高等弁務官事務所は、人権条約の委員会や人権理事会の事務局を担当するとともに、国連加盟国が条約事務を遵守しているか監視を行ったり、人権保護を必要とする人々を支援するためのフィールド活動<sup>じょうきょう</sup>、人権状況改善のために、当該国政府や国連機関<sup>とうがい</sup>、市民社会と協力しながら技術トレーニングや司法分野支援<sup>しえん</sup>、立法改革、人権条約の批准支援<sup>ひしゅんしえん</sup>、人権教育などを行っています。

